AE_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0635
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0635
AE_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0637
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0637
AE_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00098
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00087
$AE_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00052
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00056
$AE_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00084
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00088

AF　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AG　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除した数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除した数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以上の場合は 0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処

AC_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0637
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0637
AC_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0009
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0009
AC_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00098
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00087
$AC_{元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00052
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00056

AD　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AE　市町村長の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額のうち下水道事業に係るものとして総務大臣が通知した額

α　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管敷設延長で除した数とし、小数点以下 3 位未満に端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除した数（小数点以下 1 位未満で端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.5、25 以上 50 未満の場合は 0.42、50 以上 75 未満の場合は 0.35、75 以上 100 未満の場合は 0.28、100 以上の場合は 0.21

γ　公共下水道事業に係る前年の 3 月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処